

入 札 公 告

一般競争入札について地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６の規定により公告する。

令和７年５月３０日

群馬県警察本部長 倉木 豊史

１ 入札に付する事項

- (1) 事業名 脅威情報調査ツール導入
- (2) 事業内容 入札説明書等による。
- (3) 契約期間 契約締結日から令和８年６月３０日まで
- (4) 貸借期間 令和７年７月１日から令和８年６月３０日まで
- (5) 提供場所 群馬県警察本部庁舎（詳細は、入札説明書等による。）

２ 入札参加資格

群馬県財務規則（平成３年群馬県規則第１８号。以下「規則」という。）第１７０条の２第３項の規定により作成された令和６・７年度物件等購入契約資格者名簿に登録されている者のうち、次に掲げる条件を満たしているものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札公告の日から入札日までの間において、規則第１７０条第２項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (3) 入札日において県から指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てがなされている者（手続開始の決定後に、資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (6) 本調達物品納入後の保守体制が整備されていることを証明した者であること。

３ 入札の日時及び場所等

- (1) 入札日時 令和７年６月１３日 午前１０時３０分
- (2) 入札場所 群馬県警察本部１階行政相談室
- (3) 入札方法 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。なお、直接持参とし、郵送、ＦＡＸ等は認めない。

４ 入札説明書等契約条項を示す日時及び場所

- (1) 交付期間 令和７年５月３０日から令和７年６月６日まで。ただし、群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第１６号）第１条第１項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前９時から正午及び午後１時から午後５時までの間とする。
- (2) 交付場所 群馬県前橋市大手町一丁目１番１号 群馬県警察本部警務部会計課調度・契約係

５ その他

- (1) 入札者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に規定する書類を次により提出しなければならない。

なお、提出した書類に関して説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

ア 提出期間 令和7年5月30日から令和7年6月6日まで。ただし、休日を除く午前9時から正午及び午後1時から午後5時までの間とする。

イ 提出方法 持参又は郵送とする。なお、郵送による場合は、書留郵便とし、提出期限までに必着のこと。

(2) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(3) 入札保証金及び契約保証金 免除

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、その他規則第176条各号に掲げる入札は、無効とする。

(6) 落札者の決定の方法 規則第169条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、落札者となるべき者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。

この場合において当該入札者のうちくじを引かない場合があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(7) その他 詳細は、入札説明書による。

6 問い合わせ先

〒371-8580

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県警察本部会計課調度・契約係

電話027-243-0110（内線2214～2216）